

至学館大学及び至学館大学短期大学部 研究倫理指針

(趣 旨)

第1条 本指針は、至学館大学（大学院を含む。）及び至学館大学短期大学部（大学と短期大学部を併せて以下、「本学」という。）に帰属する研究者が、本学の教育理念及び教育目標に則り学術研究を行うにあたり、研究の信頼性や公正性を確保するとともに、研究者として求められる倫理について定めたものである。

(定 義)

第2条 研究者とは、本学の教育職員、研究職員、客員教授、客員研究員及び特別研究員のみならず、本学において研究活動に従事するすべての者を含み、学生が研究に関わる時は、これに準ずるものとする。

- ② 研究とは、科学・文化の諸領域における専門的・学際的・総合的に行う個人研究や、学内外の他の研究者や諸機関等との共同研究及びプロジェクトによる研究等を指し、研究立案、計画、実施、成果のとりまとめ（報告を含む。）、研究成果の発表に至る全過程における行為及びそれらに付随するすべての事項を含む。
- ③ 研究成果の発表とは、研究に関わる新たな知見、発見及び専門的知見を公表するすべての行為を含む。

(研究者の行動規範)

第3条 研究者は、本学の教育・研究機関としての使命の実現に向け、真理と正義に基づく価値観と高い倫理的規範の下、次の各号に掲げる事項について良心と信念に従い誠実に行動しなければならない。

- (1) 研究者は、その研究成果をもって本学における教育・研究の向上に寄与するように努めなければならない。
- (2) 研究者は、研究対象者及びその関係者の生命、健康、プライバシーを守り、個人情報を保護し、人格・人権を尊重しなければならない。
- (3) 研究者は、我が国の関係法令、国際的に認められた規範・規約・条約及び監督官庁からの通達や指針並びに本学の関係規程等を遵守しなければならない。
- (4) 人を対象とした研究に携わる研究者は、本学が別に定める「ヒトを対象とする研究に関する倫理規程」を遵守しなければならない。
- (5) 動物実験を行う研究者は、本学が別に定める「動物実験規程」を遵守しなければならない。
- (6) 研究者は、共同研究者を相互に独立した対等の研究者として尊重しなければならない。また、学生が研究に関わるときは学生が不利益を被らないように十分配慮しなければならない。
- (7) 研究者は、必要に応じて、研究に関する倫理その他のルールや責任等についての教育・研修を受けなければならない。
- (8) 研究者は、他の研究の独自性及び新規性を尊重しなければならない。
- (9) 共同研究の場合は、研究目的、研究内容、役割分担や各自の責任等を明確にし、互いに責任ある研究体制の確保に努めなければならない。また、研究の代表者は、研究成果について責任を持たなければならない。
- (10) 研究データや記録は、適正に保管しなければならない。また、本学から研究データの開示を求められた場合は、これに応じなければならない。

(11) 研究者は、研究の進捗状況について本学から問い合わせがあった場合は、これに応じなければならない。

(12) 研究者は、研究成果の発表に至る各過程において、次に掲げる行為を行ってはならない。

(ア) 捏造

(イ) 改ざん

(ウ) 盗用

(エ) 研究費の不適切な使用

なお、調査の結果、研究活動上の不正な行為が認められ、かつ「学校法人至学館就業規則」の服務規律及び懲戒の規定に抵触するときは「職員懲戒規程」に拠る処分があること、また、資金配分機関の処分(研究費の返還等)及び法的な責任(刑事告発や損害賠償等の民事請求等)があることを自覚しなければならない。

(研究者の利益相反行為)

第4条 研究者は、産官学連携活動を含む次の各号に掲げる研究活動を行う場合は、利益相反が生ずるおそれがあることを十分に認識し、透明性を確保しなければならない。

(1) 共同研究や受託研究を行う場合

(2) 企業等から寄付金、助成金及び設備・物品の供与を受ける場合

(3) 報酬、株式譲渡などの経済的利益を受ける場合

(4) 研究者が自己の発明・発見などを企業等に技術移転する場合

(5) その他利益相反行為にあたりとされる場合

② 研究者は、研究活動を行うにあたり前項の各号に掲げる事由が生ずるときは、あらかじめ学長にその旨を申し出、許可を得なければならない。

(研究のための情報・データ等の収集)

第5条 研究者が研究のために資料・情報・データ等を収集する場合は、妥当な方法で行わなければならない。

(機器・薬品・材料等の安全管理)

第6条 研究者は、研究を行うに際して機器、薬品及び各種材料等を用いるときは、関係法令及び本学の関係規程等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。また、研究の過程で生じた残物、廃棄物及び使用済みの薬品・材料等については、責任を持って適切に最終処理しなければならない。

(研究成果の発表)

第7条 研究者は、自ら及び共同の研究成果を広く社会に還元するため、積極的に公表しなければならない。ただし、知的財産権等の取得及びその他合理的な理由があつて、公表に制約のある場合は、一定期間公表を差し控えることができる。

② 研究者が研究成果を発表する場合は、当該研究に直接関与し、その結果に責任を負う者を著者としなければならない。

(研究費の取扱い)

第8条 研究者は、研究費の原資が学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金や財団・企業等からの助成金・寄付金等によって賄われていることを深く認識し、研究費の適正な使用・管理に努め、社会からの負託に応えなければならない。

② 研究費の使用にあたっては、関係法令及び当該補助金の使用要綱並びに本学の関係規程等を遵守しなければならない。

(他の研究者の業績評価)

第9条 研究者は、論文査読・審査委員等の委嘱を受けて、他の研究者の研究業績の評価に関わるときは、被評価者に対し予断を持つことなく、評価基準・審査要綱等に基づき、自らの学問的良心に従って評価しなければならない。

- ② 研究者は、他の研究者の業績評価にかかわって知り得た情報を不正に利用したり、これを他に漏らしてはならない。

(本学の責務)

第10条 本学は、研究者の研究倫理意識を高めるため、必要な啓発及び研修計画を策定し、実施するものとする。

- ② 本学は、この指針の運用を実効あるものにするため、別に定める「至学館大学及び至学館大学短期大学部における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」に基づき、適切な措置を講ずるものとする。

(所管事務)

第11条 この指針に関する事務は、総務課、経理課及び情報センター室が共同してあたる。

(指針の改廃)

第12条 この指針の改正又は廃止は、学術・研究委員会、運営協議会及び教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この指針は、平成27年4月1日付けで制定し、同日より施行する。 (制 定)